

# 成年後見制度の基礎(1)

基礎研修

# 講義内容

- 1 成年後見制度の概要・利用者(対象者)
- 2 後見人の権限・役割・義務
- 3 任意後見と法定後見、法定後見の類型
- 4 家庭裁判所に対する申立手続の概要

# 1 成年後見制度の概要・ 利用者(対象者)

## 成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方(本人)について、本人の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度

※ 民法上の制度。平成12年4月、従来の禁治産制度に代わる制度として導入

## どのような人が制度を利用？

### 精神上の障害により判断能力が不十分な人



★ 身体上の障害を除く全ての精神的障害を含む

⇒ 認知症(老人性・初老期・若年等)、知的障害、精神障害、自閉症\*、事故による脳の損傷等



★ 判断能力:民法の条文上は、「事理を弁識する能力」

⇒ 法律行為(契約など)の意味や効果を理解し、利害得失(利益／不利益)の判断が適切にできること

\* 出典 「一問一答 新しい成年後見制度」(商事法務)

## どのような支援？

### ○ **代理権** ⇒ 本人に代わって契約を締結等

(例えば)

- 施設入所契約や介護サービス利用契約の締結
- 電気・ガス・水道等の使用に係る契約の締結

### ○ **取消権** ⇒ 本人の行った法律行為の取消し

(例えば)

- 悪質商法による詐欺被害等からの救済
- 生活をひっ迫させるような高額商品を購入したり、返済の見込みもないのに高金利で多額の金銭を借り入れた場合など

## 成年後見制度の理念

自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の新しい理念と、従来の本人の保護の理念の調和を図るものとして導入(H12)

- 判断能力が不十分な人の日々の生活や権利(財産等)を守り、支える制度
- 生活の質(QOL / Quality Of Life)の維持・向上
- その人らしい生活の維持・回復・実現

# 成年後見制度の趣旨

(「新成年後見制度の解説【改訂版】」  
小林昭彦ほか編著)

○ 民法上、人は、その意思決定により自由に権利義務関係を規律できるとの原則(意思自治の原則)

← 人が意思決定できることを大前提として、その意思決定に拘束力を認めたもの

(例えば)

★AがBとの間でA所有の甲不動産を1億円で売る旨の意思決定(売買契約を締結)

→ Aは、その意思決定(売買契約)に拘束、Bに対して甲不動産を1億円と引き換えに引き渡す(登記を移転する)義務を負う

→ 任意に義務を履行しないときは、その義務の履行を強制される

## 成年後見制度の趣旨

(「新成年後見制度の解説【改訂版】」  
小林昭彦ほか編著)

○ 精神上の障害により判断能力が不十分であるため法律行為における意思決定が困難な者については、その判断能力を補うための手当を要する

→ ①判断能力の不十分な者の意思決定に拘束力を認めない方法

= 本人の締結した契約のうち本人に不利益なものを取り消して無効とし、その拘束力を消滅させる

## 成年後見制度の趣旨

(「新成年後見制度の解説【改訂版】」  
小林昭彦ほか編著)

→ ②第三者が判断能力の不十分な者に代わって意思決定  
をする方法

= 第三者を判断能力の不十分な者の代理人とし、第三者  
がその者に代わってその者のために意思表示をして契約  
を締結

○ 成年後見制度＝判断能力の不十分な者の判断能力を補う  
ことによって、最終的には、その者の生命、身体、自由、財産  
等の権利を擁護

# 成年後見制度の枠組み

## 法定後見制度

⇒ 本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度。本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3つの制度

## 任意後見制度

(※詳細は後出)

⇒ 本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合には、あらかじめ本人自らが選んだ人(任意後見人)に、代わりにしてもらいたいことを契約(任意後見契約)で決めておく制度

補助

保佐

後見

# 利用者のイメージ

## 補助

(判断能力が**不十分**)

(例えば)

- 重要な財産行為について、自分でできるかもしれないが、適切にできるかどうか危惧がある人

## 保佐

(判断能力が**著しく不十分**)

(例えば)

- 日常の買い物程度は自分でできるが、重要な財産行為は、自分では適切に行えず、常に他人の援助を受ける必要がある人

## 後見

(判断能力が**欠けているのが通常**の状態)

(例えば)

- 通常は、日常の買い物も自分ではできず、誰かに代わってやってもらう必要がある人
- ごく日常的な事柄(家族の名前、自分の居場所等)が分からなくなっている人
- 完全な植物状態(遷延性意識障害の状態)にある人

# 類型ごとの支援内容

	補助	保佐	後見
判断能力	不十分	著しく不十分	欠けているのが通常の状態
同意又は取り消すことができる行為 (※1)	申立てにより裁判所が定める行為 (※2)	・借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為 ・申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為
代理できる行為 (※3)	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為

※1 日常生活に関する行為(日用品の購入など)は取り消すことができない

※2 民法13条1項記載の行為の一部に限られる

※3 居住用不動産の処分には家庭裁判所の許可が必要

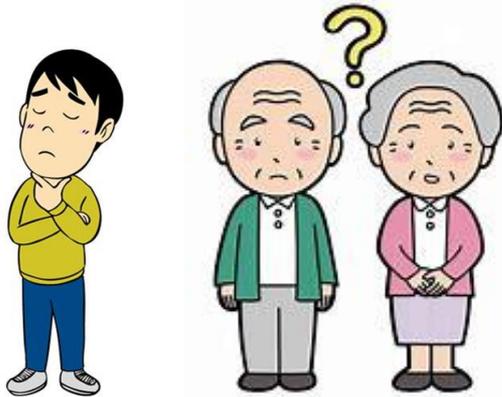
※ 補助開始の審判、補助人に同意権・代理権を与える審判、保佐人に代理権を与える審判をする場合には、本人の同意が必要

# どのような手続？

(※法定後見制度)

**成年被後見人等**  
(認知症高齢者、障害者等)

**成年後見人等**  
(専門職、親族等)



③ 支援開始

② 調査・審判・選任



① 申立て



④ 監督

④ 報告

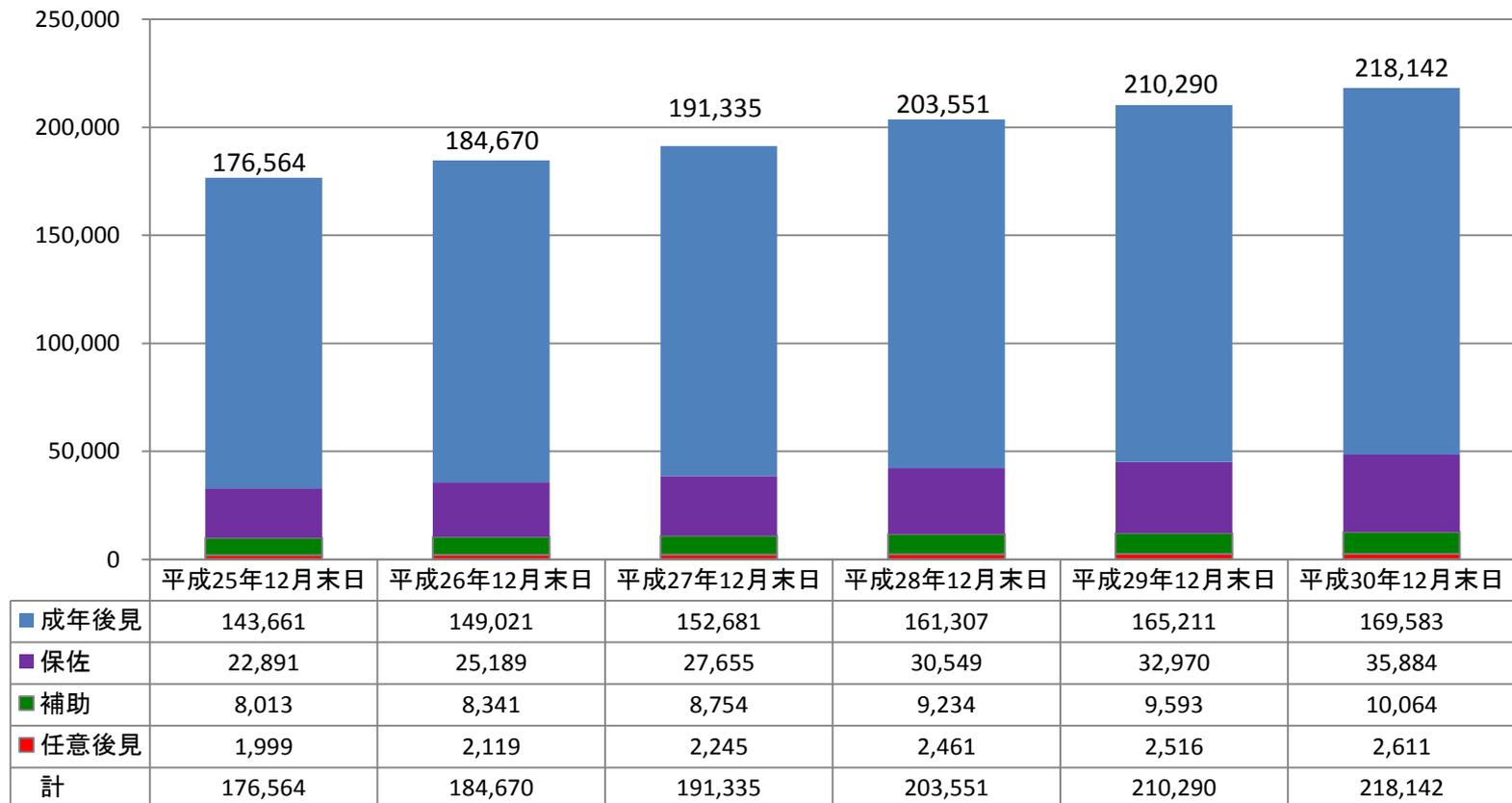
**申立人**  
(本人、親族、市町村長等)

**家庭裁判所**

# 成年後見制度の利用者数の推移(平成25年～平成30年)

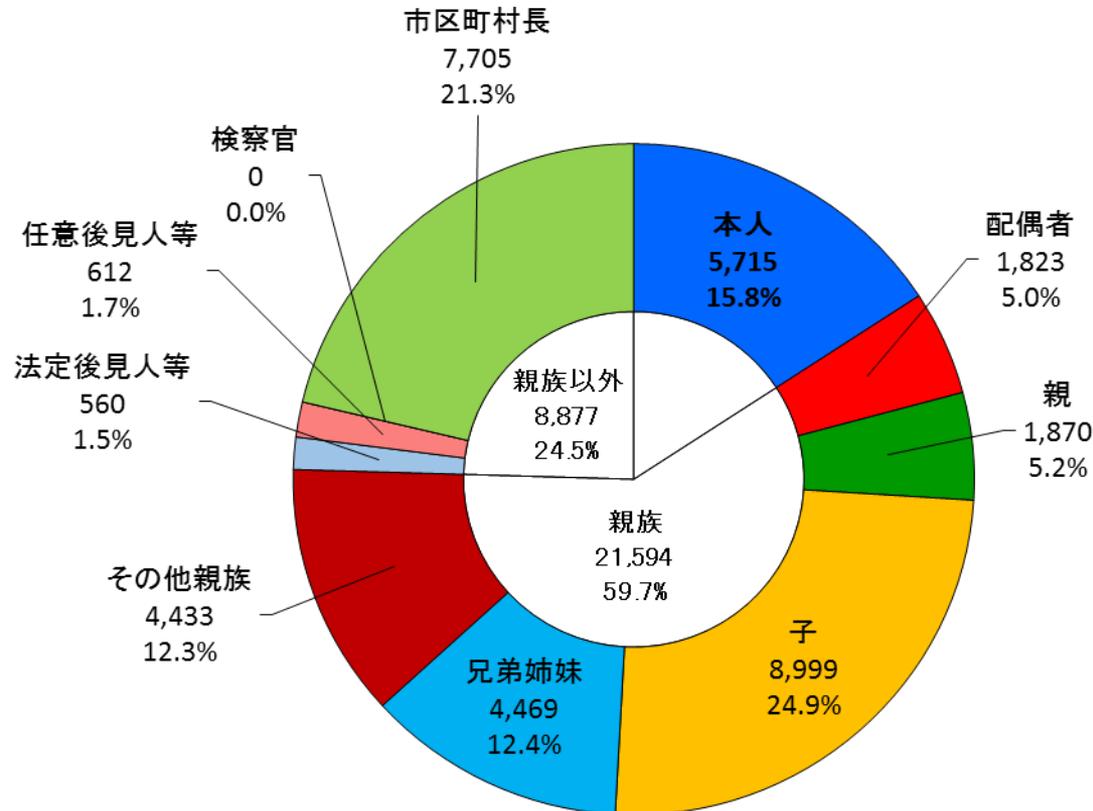
- 成年後見制度の各事件類型における利用者数はいずれも増加傾向にある。
- 平成30年12月末日時点の利用者数については、**成年後見の割合が約77.7%**、**保佐の割合が約16.4%**、**補助の割合が約4.6%**、**任意後見の割合が約1.2%**となっている。

(単位:人)



## 申立人と本人との関係別件数(平成30年)

○ 申立人については、本人の子が最も多く全体の約24.9%を占め、次いで市区町村長(約21.3%)、本人(約15.8%)の順となっている。



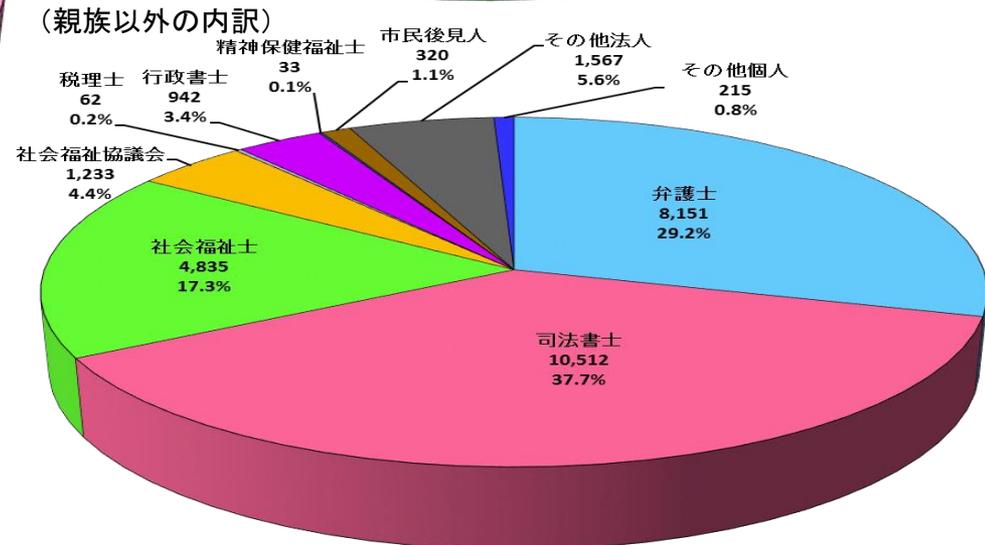
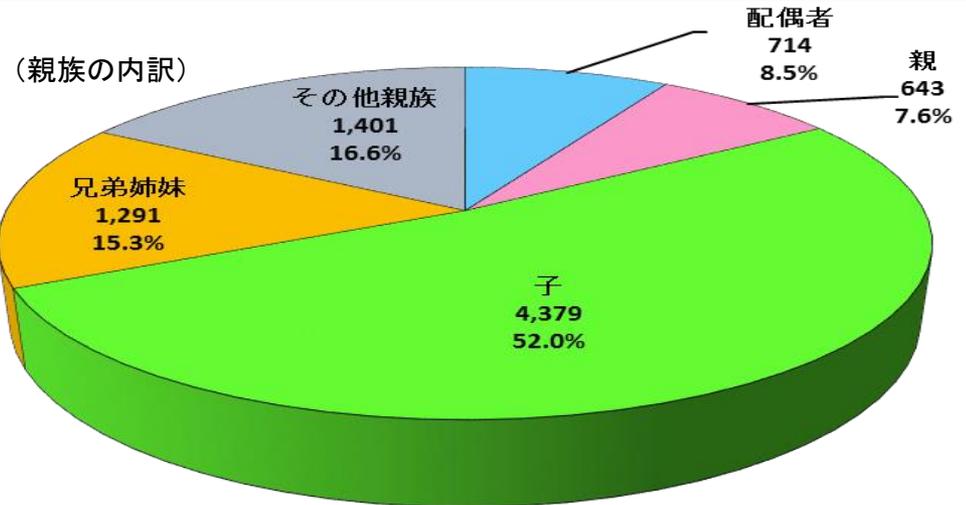
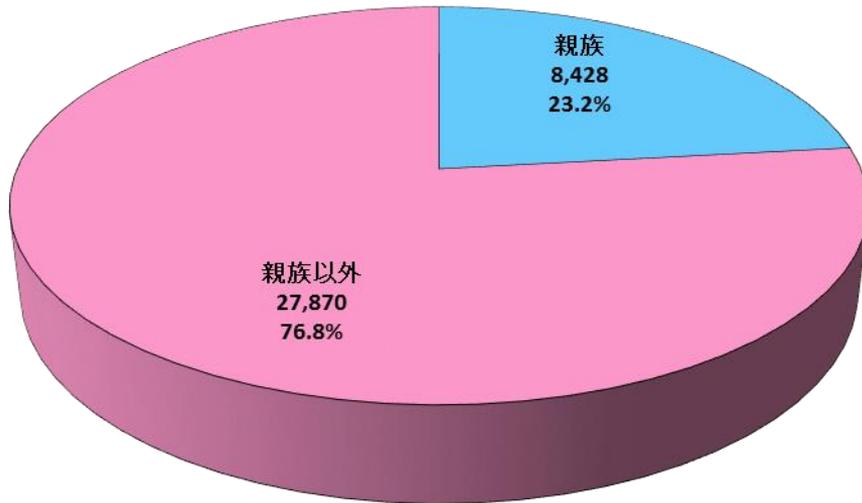
(注1) 後見開始, 保佐開始, 補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

(注2) 「その他親族」とは, 配偶者, 親, 子及び兄弟姉妹を除く, 四親等内の親族をいう。

# 成年後見人等と本人との関係別件数(平成30年)

○ 成年後見人等と本人の関係については、親族(配偶者, 親, 子, 兄弟姉妹及びその他親族)が成年後見人等に選任されたものが8,428件(全体の約23.2%), 親族以外の第三者が選任されたものが27,870件(全体の約76.8%)となっている。

(親族, 親族以外の別)



(注1) 後見開始, 保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象としている。

(注2) 「その他親族」とは, 配偶者, 親, 子及び兄弟姉妹を除く親族をいう。

# 【MEMO】

## 2 後見人の権限・役割・義務

## 後見人の職務と権限

### 職務範囲…

- ① 財産管理に関する事務
- ② 生活・療養看護にかかわる**身上保護(身上監護)**に関する事務

※財産管理と身上保護(身上監護)は密接に関係。明確な区分が困難な事務も

### 権限… 代理権、同意権・取消権

# 後見人の職務と権限

## ①財産管理

- 財産の保存、財産の性質を変えない範囲での利用・改良を目的とする行為
- 法律行為＋それに伴って必要となる事実行為
- 管理を目的とする限り、処分行為も含まれる

※保佐人・補助人

⇒ 付与された代理権の範囲に応じた財産管理権

## 財産管理に関する事務の例

- 毎月の収入・資産の把握・管理
- 毎月必要な支出の把握・計画
- 預貯金、年金、有価証券、保険契約等の管理
- 自宅不動産・収益物件等の管理
- 相続手続(遺産分割、相続放棄等)
- 訴訟(訴え提起・応訴)、和解(示談)、調停(民事・家事)等

# 後見人の職務と権限

## ② 身上保護(身上監護)

○ 本人の生活、療養看護にかかわる身上保護(身上監護)に関する事務

○ 具体的には

① 介護・生活維持に関する事項

② 住居の確保に関する事項

③ 施設の入退所等に関する事項

④ 医療に関する事項

⑤ 教育・リハビリに関する事項                      など

## 身上保護(身上監護)に関する事務の例

- 施設の入退所その他住居の確保に関する契約の締結
- 要介護認定の申請、介護サービス利用契約の締結
- 医療契約の締結
- 旅行等の本人の趣味に関する契約の締結
- こうした法律行為に伴って当然に必要な事実行為(契約内容の調査、本人の見守り、処遇の監視等)

※介護や看護といった事実行為は含まれない

## (参考) 行政に対する申請(意思表示)の例

- 介護保険 要介護(支援)認定の申請(新規・更新)
- 介護保険 高額介護(予防)サービス費 支給申請
- 介護保険 負担限度額認定証 交付申請(住民税非課税世帯の要介護者の施設入所等の場合)
- 国民健康保険・後期高齢者医療 高額療養費 支給申請
- 国民健康保険 限度額適用認定証 交付申請(70歳未満・入院の場合の特例)
- 国民健康保険・後期高齢者医療 限度額適用・標準負担額減額認定証 交付申請  
(住民税非課税世帯の被保険者の入院の場合)(+「長期入院該当」)
- 療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・身体障害者手帳 交付(更新)申請
- 重度障害者医療費助成 申請
- 精神障害者医療費助成 申請(認定証交付申請)
- 高額医療合算介護(予防)サービス費・高額介護合算療養費 支給申請
- 生活保護 相談(被後見人の意思もしくは職権によって保護)

## 後見人の職務・権限外の事項

- × 本人の身体に対する強制を伴う事項（手術・入院の強制、施設への入所の強制等）
- × 一身専属的な事項（婚姻、養子縁組、臓器移植の同意等）
- × 医療同意（本人に対する医的侵襲に関する同意）
- × 身元保証（本人の債務についての連帯保証等）

※ 医療同意、身元保証の問題に関する詳細については、後出の「実務上の問題点」参照

## (参考) 後見人の代理権の制限

- i) 成年後見人が、本人の事実行為(ex.労務の提供)を目的とする債務を生ずべき契約をする場合には、本人の同意を得る必要
- ii) 成年後見人が数人ある場合には、家庭裁判所は、職権で、数人の成年後見人が、共同して権限を行使すべきこと又は事務を分掌して権限を行使すべきことを定めることができる
- iii) 本人の居住用不動産を処分するには、家庭裁判所の許可を得る必要
- iv) 本人との利益相反行為(本人・成年後見人間の売買・遺産分割協議等)については、成年後見人は、本人を代理することができず、家庭裁判所が選任した特別代理人(成年後見監督人がいれば、成年後見監督人)が本人を代理する
- v) 成年後見人が本人を代理して営業を行う場合又は本人を代理して民法13条1項に列挙された重要な財産行為(ただし、元本の領収を除く。)をする場合において、成年後見監督人が選任されているときは、成年後見監督人の同意を得る必要

## 同意権・取消権について

➤ 例えば、本人が以下のような契約を締結した場合

ex. 同一の商品を消費しきれないほど大量に購入したり、通信販売でローンを組んで、生活を圧迫するような高額商品を購入した場合

⇒ 必要に応じて、取消権を行使して契約等を取り消し、**代金の返還**を受けたり(支払済みの場合)、**代金の支払を免れる**(未払の場合)ことができる

⇒ なお、保佐・補助については、**保佐人・補助人が同意していなかったことが条件**

# 後見人の義務

## ①善管注意義務

後見人は、後見事務(本人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務)を行う場合には、**善良な管理者の注意**をもって、事務を処理する義務を負う

⇒ 行為者の具体的な注意能力に関係なく、一般に、**行為者の属する職業や社会的地位に応じて通常期待されている程度**の抽象的・一般的な注意義務

※ 例えば、親権者の場合には、自己のためにするのと同じの注意義務とされており、こうしたものよりも高度な注意義務

# 後見人の義務

## ②本人意思尊重義務・身上配慮義務

(成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮)

第858条 成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の**意思を尊重**し、かつ、その**心身の状態及び生活の状況に配慮**しなければならない。

- ★ 成年後見の事務が身上保護(身上監護)と財産管理にわたることを前提とした上で、後見人の行為基準として、**本人の意思の尊重、身上への配慮**を定めたもの
- ★ **成年後見制度の理念**(ノーマライゼーション、残存能力の活用、自己決定権の尊重など)**を具体化**

# 後見人の義務

## 後見人が義務に違反した場合(効果)

- 解任
- 損害賠償責任(本人が被った損害について金銭で賠償)
- 刑事責任(本人の財産を不正に使用した場合などには、刑法上、業務上横領に問われ得る)

※ なお、刑法上、配偶者、直系血族、同居の親族との間で業務上横領の罪を犯した場合には、その刑を免除するとされている親族相盗例が、後見人は、家裁の選任・監督の下、公的な職務を行っていること等から、親族が後見人として行為に及んだ場合には親族相盗例は適用されないと解されている

# 【MEMO】

### 3 任意後見と法定後見、 法定後見の種類

# 成年後見制度の枠組み

(※再掲)

## 法定後見制度

⇒ 本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度。本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3つの制度

## 任意後見制度

(※詳細は後出)

⇒ 本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合には、あらかじめ本人自らが選んだ人(任意後見人)に、代わりにしてもらいたいことを契約(任意後見契約)で決めておく制度

補助

保佐

後見

# 後見人の職務・権限（類型別）

## 後見

全面的・包括的な代理権・取消権

	後見
判断能力	欠けているのが通常の状態
同意又は取り消すことができる行為	原則としてすべての法律行為
代理できる行為	原則としてすべての法律行為

※ 後見類型:「精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」  
⇒ 終始、判断能力を欠く状態である必要はなく、一時的に判断能力を回復することがあっても、通常は判断能力を欠く状態にあれば足りる

## (参考) 後見相当と思われる状態例

□ 高度の認知症

□ 重度の知的障害

□ 遷延性意識障害(植物状態)

(脳損傷の後、以下の6項目を満たす状況が3か月以上経過。①自力移動不能, ②自力摂食不能, ③尿失禁, ④意味のある発語不能, ⑤簡単な命令には応じることもあるが意思疎通不能, ⑥眼球は物を追っても認識不能)

## 経済的虐待を受けていたAの事例（後見）

- 80歳代の男性。高度の認知症、器質性精神障害。精神科病院に入院中。親族は、妻、長男及び長女
- 長女は、無断で、Aの年金を含む預金を自分のために費消したり、A所有の自宅不動産を担保としてA名義で消費者金融から多額の金銭を借り入れ、自分のために費消することを繰り返していた
- 長男には軽度の知的障害があり、Aの妻に暴行を加えることがあるなど、妻及び長男による状況の改善は困難

## 経済的虐待を受けていたAの事例（後見）

- 長男が、地域包括支援センター職員に、「借金の取り立てがキツイ」「自宅を売りたい」と相談、ケースを認知
- 包括職員、市の担当課、地域の相談支援機関が連携し、**長女による経済的虐待など、Aには親族では対応困難な財産管理面の課題**があること、親族らが非協力的であること等から、市長申立てにより後見開始の審判を請求
- 専門職が成年後見人に選任、Aの年金、預貯金、自宅不動産等の管理を開始したほか、長女がA名義で金銭を借り入れた債務の整理を行った

# 後見人の職務・権限（類型別）

## 保 佐

- 13条1項各号の行為については当然に同意権・取消権、それ以外の行為についても申立てにより追加可
- 代理権は、本人の同意を得て、申立てにより設定可（本人のニーズに合わせて個別に設定）

	保 佐
判断能力	著しく不十分
同意又は取り消すことができる行為	★借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為 ★申立てにより裁判所が定める行為
代理できる行為	申立てにより裁判所が定める行為

## 民法13条1項各号の行為

(当然に同意権・取消権の対象となる行為)

- 元本の領収等
- 借財、保証
- 不動産等の重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為
- 訴訟行為
- 贈与、和解等
- 遺産分割等
- 新築、増改築等
- (一定の期間を超える) 賃貸借

## 金銭トラブルを抱えていたBの事例（保佐）

- 80歳代女性、独り暮らし。日常生活のだいたいのことは自分でできるが、**認知症**があり、物忘れが多い。
- 何か頼まれたら断れない性格で、最近、**近所の人にお金（100万円）を貸してほしいと頼まれて貸したが、10万円しか返してもらっていない**。以前にも同じようなことがあった
- Bの話聞いた民生委員は、市の権利擁護相談を受けるよう手配。相談の結果、**金銭管理等が必要だが、契約能力が十分でない**ため、日常生活自立支援事業等は利用できず、成年後見制度を利用することに
- 地域包括支援センターの支援を受け、診断書をとったところ、保佐相当

# 金銭トラブルを抱えていたBの事例（保佐）

○ Bには身寄りがないため市長申立て保佐開始の審判を請求、  
申立てにあたっては、今後の生活を考え

- ★ 預貯金に関する金融機関等との一切の取引
- ★ 公共料金など定期的な支出を要する費用の支払
- ★ 介護契約、医療契約
- ★ 訴訟行為の代理人授権

について、保佐人に代理権を付与する旨を申し立てた

○ 選任された保佐人は

- ★ 同様の被害を防ぐため、通帳を管理し、生活費を手渡し
- ★ お金を返してくれていない人に返すよう要求（返してくれなければ訴訟も検討）

などの対応をとった

## 後見人の職務・権限（類型別）

### 補助

- 同意権・取消権の対象は、必要に応じて、13条1項各号の行為の中から、申立てにより設定
- 代理権についても、必要に応じて、申立てにより設定
- いずれについても本人の同意が必要

	保 佐
判断能力	不十分
同意又は取り消すことができる行為	申立てにより裁判所が定める行為
代理できる行為	申立てにより裁判所が定める行為

## 消費者被害に遭ったCの事例(補助)

- 60歳代女性、独り暮らし。要支援2(日常生活のほとんどは自らできるが、認知症が出始めており、週2日ヘルパー利用)
- ある日、C方を訪問したヘルパーが、前回訪問時にはなかった浄水器が付いていることを発見。Cは、3日前に訪問販売に来た業者から、100万円という法外な値段で強引に買わされたと説明
- ヘルパー事業所から相談を受けた地域包括支援センター職員は、Cにクーリングオフについて説明。Cは、手続きをとることで代金を取り戻すことができたが、今後、同様の被害に遭うことが心配されたため、成年後見制度を利用することに

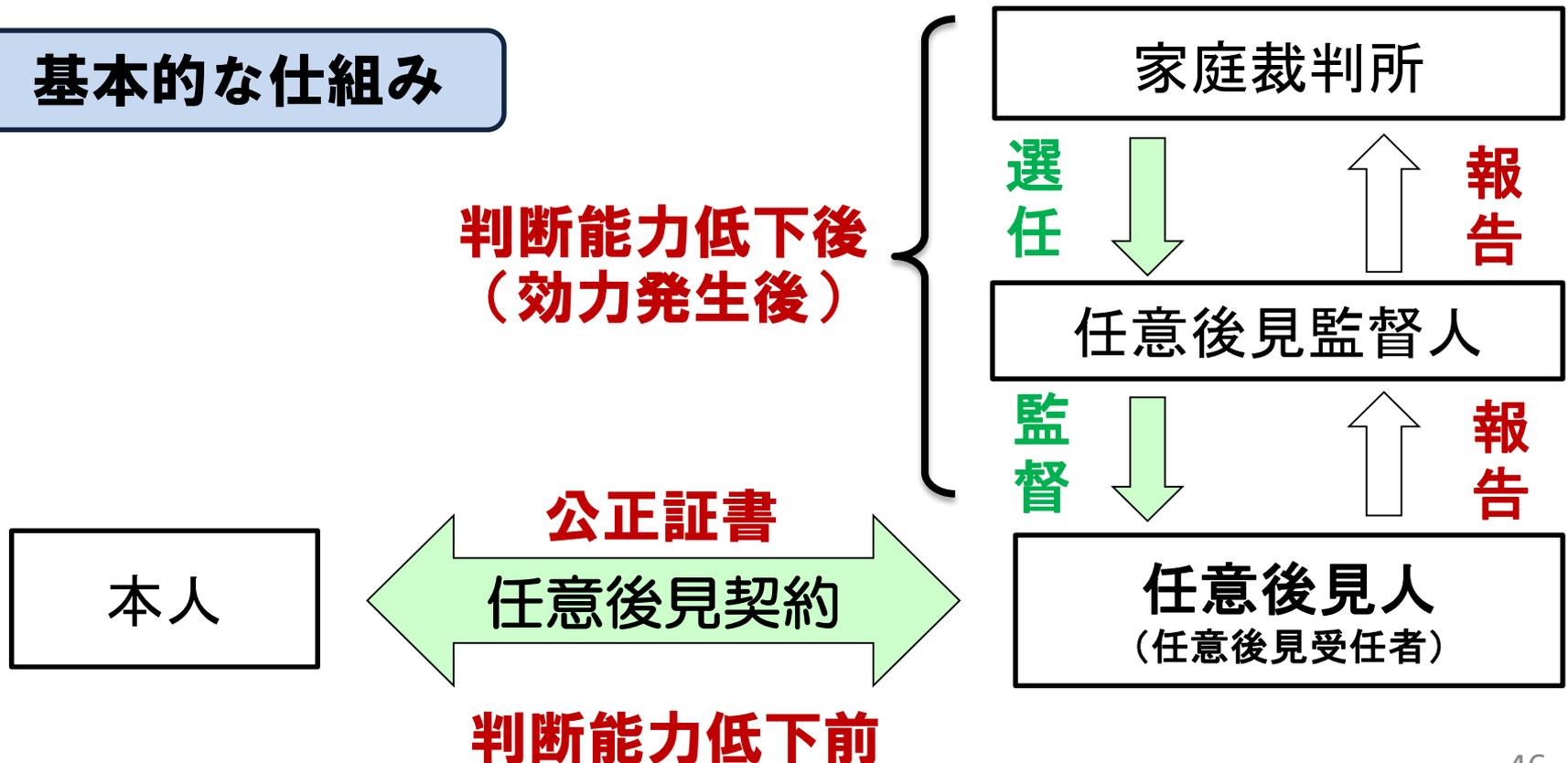
## 消費者被害に遭ったCの事例(補助)

- Cは、包括職員の申立支援を受け、自ら補助開始の申立てを申請
- その際、10万円以上の物品購入、クレジット契約、借金、保証人になる場合について、補助人の同意なくこれらの行為がされた場合には取消しができるよう、同意権付与の申立てを行った
- また、普段使わない定期預金を管理してもらったり、施設入所、入院となったときに手続きを代わりに行ってもらえるよう、代理権付与の申立ても行った

# 任意後見制度

十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分となった場合に備え、あらかじめ自らが選んだ人に代理権を与える契約を結んでおく制度

## 基本的な仕組み



## 任意後見制度の特徴

- 利用する場合には任意後見契約を締結するため、**契約締結能力が必要**
- 将来、判断能力が低下した場合の後見人の**代理権について自由に設定可**
- **希望する人を後見人に行うことができる**(※法定後見の場合には、家庭裁判所が職権で後見人を選任、希望する人が後見人に選任されるとは限らない)
- **同意権・取消権なし**
- 判断能力が低下したときに、家裁に対して任意後見監督人の選任を申し立て、家裁がこれを選任することによって効力発生

## 任意後見制度の特徴

- 典型的な「将来型」のほか
  - ・判断能力低下前の財産管理等を委ねる契約を併せて締結し、判断能力低下後は任意後見に移行する「移行型」
  - ・既に(若干の)判断能力の低下があるため直ちに任意後見を発効させる「即効型」
- その他、見守り契約、葬儀等の死後事務を委ねる契約等を併せて締結する例もある

# 【MEMO】

# 4 家庭裁判所に対する 申立手続の概要

# 法定後見制度に係る手続

## ①どこの家裁に申し立てるか(管轄裁判所)

⇒ **本人の住所地**を管轄する家庭裁判所

※「住所」＝「生活の本拠」(≡住民票所在地)

- 精神科病院に長期間入院中の人の「住所」は？
- 老健(介護老人保健施設)や特別養護老人ホームに入所している人の「住所」は？(「住所地特例」の適用がある場合は？)
- 認知症対応型グループホームで生活している人の「住所」は？

# 法定後見制度に係る手続

## ★申立権者

○ 本人

○ 配偶者

○ 4親等内の親族

※ 本人から見て、次の人たちが、4親等内の主な親族に当たる

・親、祖父母、子、孫

・兄弟姉妹、甥、姪

・おじ、おば、いとこ

・配偶者の親、子、兄弟姉妹

○ 市町村長

など

# 法定後見制度に係る手続

## ②審判申立てに必要な書類

- 1 申立書
- 2 標準的な申立添付書類
  - 本人の戸籍謄本(全部事項証明書)
  - 本人の住民票又は戸籍附票
  - 成年後見人等候補者の住民票又は戸籍附票(\* 法人の場合には商業登記簿謄本)
  - 本人の診断書(本人情報シート)
  - 本人の成年後見等に関する登記がされていないことの証明書
  - 本人の財産に関する資料(不動産登記事項証明書(未登記の場合は固定資産評価証明書), 預貯金及び有価証券の残高が分かる書類(通帳写し, 残高証明書等)等)
  - 保佐・補助類型の場合、必要に応じて、同意行為目録、代理行為目録

※ その他、財産目録, 収支予定表, 事情説明書, 親族関係図等の提出を要することも。申立てに必要な書類の詳細については、各家裁に問い合わせ等

## (参考) 「本人情報シート」について

- 平成31年4月から新たに運用開始
- 本人の身近なところで、職務上の立場から支援している方（ソーシャルワーカーとして本人の支援に関わっている方）が作成することを想定
- 本人を診察して診断書を作成する医師において、本人の判断能力の程度等に関する判断を的確に行うことができるよう、本人の生活状況等に関する情報を記載して医師に提出し、その判断の参考資料とするもの
- 活用場面としては、上記のほか、以下も想定
  - ① 申立前の制度の利用の適否に関する検討資料
  - ② 家裁における後見人等の選任のための検討資料
  - ③ 従前の後見事務の検証と今後の事務方針の策定のための資料

(参考) **非弁行為・非司行為**について

- 後見開始の審判等に係る申立書の作成・提出等を業として行うことができるのは、弁護士、司法書士に限られる(弁護士法第72条、司法書士法第73条参照)。
- これに違反した場合は、刑事罰の対象となり得る。

# 法定後見制度に係る手続

## ③後見人の選任

- 家庭裁判所が適任者を選任  
(※申立時に候補者とした者が選任されるとは限らない)
- 親族後見人、専門職後見人、法人後見、市民後見人など
- 複数の後見人が選任されたり、監督人が選任されることも

(成年後見人の選任)

第843条

4 成年後見人を選任するには、成年被後見人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年後見人となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人との利害関係の有無(成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人との利害関係の有無)、成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない。

# 【MEMO】

# 成年後見制度の基礎(2)

基礎研修

# 講義内容

- 1 家庭裁判所における審理・審判(手続の流れ)
- 2 開始直後の後見等の事務
- 3 後見事務
- 4 市町村の責任
- 5 成年後見制度に関する実務上の問題点

# 1 家庭裁判所における 審理・審判(手続の流れ)

# 法定後見制度に係る手続

## 手続の流れ

### i 申立て

※ 申立ては、家裁の許可がなければ、取り下げることができない

### ii 調査（・審問）（・鑑定） ※鑑定については次スライド参照

### iii 審判（審判書の送達）

※ 不服申立（即時抗告）期間：審判書の受領から2週間

（ただし、誰が後見人に選任されたかについての不服申立は不可）

### iv 後見人による支援の開始（審判の確定）

### v 後見登記（※裁判所が法務局に囑託）

★ 審理期間については、最高裁の資料（「成年後見関係事件の概況 —平成30年1月～12月—」）によれば、約77.3%が2か月以内に終局、約94.8%が4か月以内に終局

# 法定後見制度に係る手続

## 鑑定の実施について

- 家庭裁判所は、**本人の精神の状況**について**鑑定**をしなければ後見・保佐の開始の審判をすることができない
  - 他方、**診断書の記載等**から明らかに**鑑定の必要がないと認めるとき**は、この限りではない
  - 実務上は、申立てに当たり、一般的に**本人の精神の状態**について**医師の診断書を提出**
- ★ 最高裁の資料(「成年後見関係事件の概況 —平成30年1月～12月—」)によれば、H30に**鑑定を実施したものは全体の約8.3%**

# 法定後見制度に係る手続

## 審判前の保全処分

- 虐待ケースなど、後見開始の審判等まで待てないような事情がある場合
  - ⇒ 財産管理人の選任等
  - ⇒ 後見命令・保佐命令・補助命令

# 【MEMO】

## 2 開始直後の後見等の事務

## 開始直後～の事務

### ○ 開始直後

- ・ 財産の調査、財産目録の作成
- ・ 今後の予定を立てる
  - a 収支の予定
  - b 財産管理や身上保護(身上監護)に関する事務の方針

### ○ その後

- ・ 予定・方針に沿った事務の実行
- ・ 契約の締結だけでなく、その履行の確認等も
- ・ 家庭裁判所への報告

## (参考) 介護保険サービスの利用に関する後見等の事務の例

- 介護保険料の支払
- 要介護認定の申請・訪問調査(認定調査)立会 ※更新・変更申請
- 認定結果の通知受領・介護保険被保険者証の管理
- 事業者・サービス・施設等の選定・利用契約(締結・変更・解除)
- ケアプランの作成依頼・承諾
- (本人と共に)サービス担当者会議出席
  - ⇒ 本人の希望をケアプランの作成に反映、関係者間で目標・情報を共有
- 介護サービスの利用(提供)状況の確認・改善要求等
  - ⇒ 事業者が契約どおりのサービスを適切に提供しているか確認し、契約どおりのサービス提供をしていない事業者に対しては改善を求める。それでも改善されないときは、契約を解除する等の必要な手続をとる
- 利用料の支払

# 【MEMO】

# 3 後見事務

## 後見事務について

○ 成年後見制度は、判断能力が不十分な人の日々の生活や権利を守り、支える制度

⇒ 目指すのは

- ★ 本人の生活の質(QOL)の維持・向上
- ★ その人らしい生活の維持・回復・実現

⇒ 理念としては

- ★ ノーマライゼーション
- ★ 自己決定権の尊重(残存能力の活用)
- ★ 身上保護(身上監護)の重視
- ※ 自律(支援)と保護(介入)との調和

## 後見事務について

- 権利侵害(虐待等)からの保護や、健康で文化的な最低限度の生活の確保にとどまらない、**本人らしい生活を支えるという積極的権利擁護の必要性**
- そのためには、**本人の意思決定を支援**するなど、**本人中心の事務**を行うことが重要
- 財産管理、身上保護(身上監護)に直接関係する事務だけでなく、**本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者らと協働、チームで日常的に本人を見守り、その状況を継続的に把握し、適切に対応することが必要**

# 後見事務について

## 後見人に対する監督

### ○ 家庭裁判所による監督

家庭裁判所は、後見人の事務が適正に行われているか確認するため、後見人に対し、**事務の報告**や**財産目録の提出**を求めたり、**事務・財産状況の調査**ができる

⇒ 不正等があれば解任

○ 実務上は、1年等の期間を定め、**定期報告書を提出**させて内容をチェックしたり、必要に応じて、**家庭裁判所から後見人に報告を求める**など

# 後見事務について

## 後見人に対する監督

### ○ 後見監督人等による監督

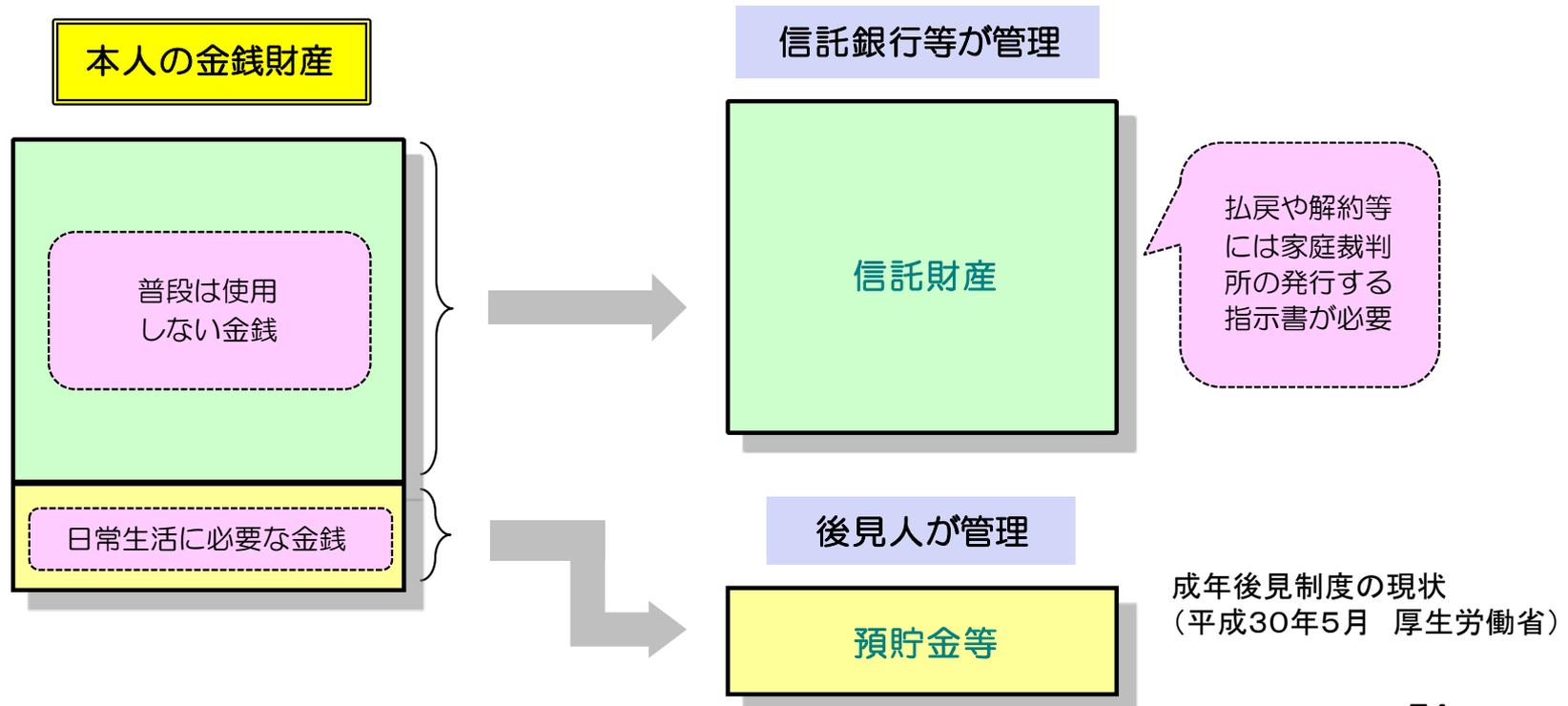
家庭裁判所は、必要と認めるときは、職権で、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人を選任

(例えば、以下のような場合に選任)

- 本人の財産規模が大きい
- 財産状況が複雑
- 遺産分割等の利益相反行為が予定
- 親族後見人による財産管理が不十分

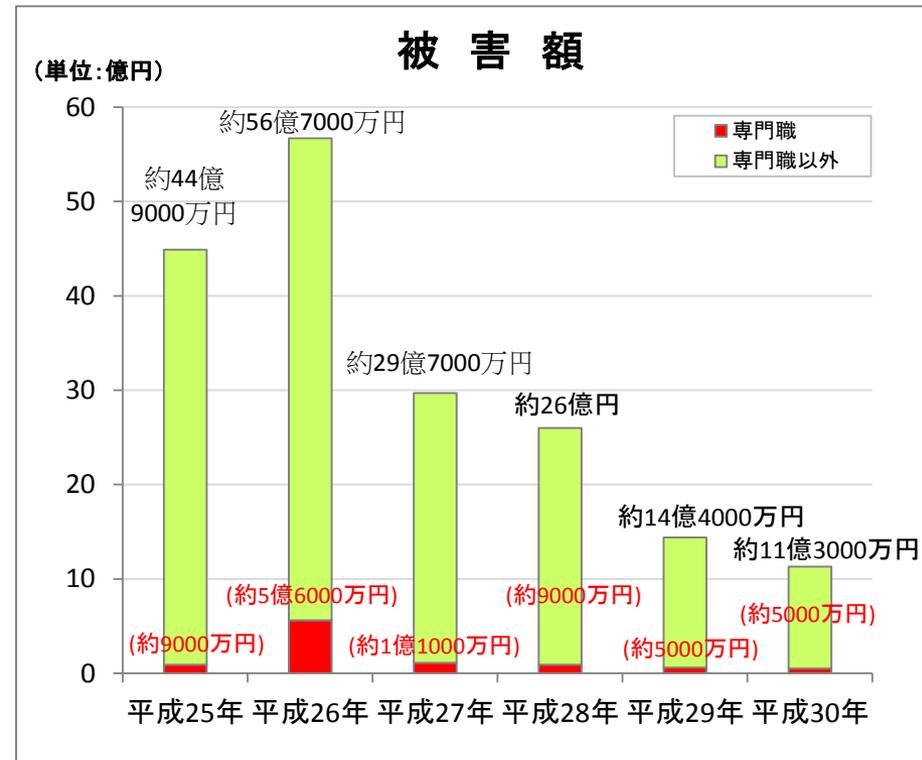
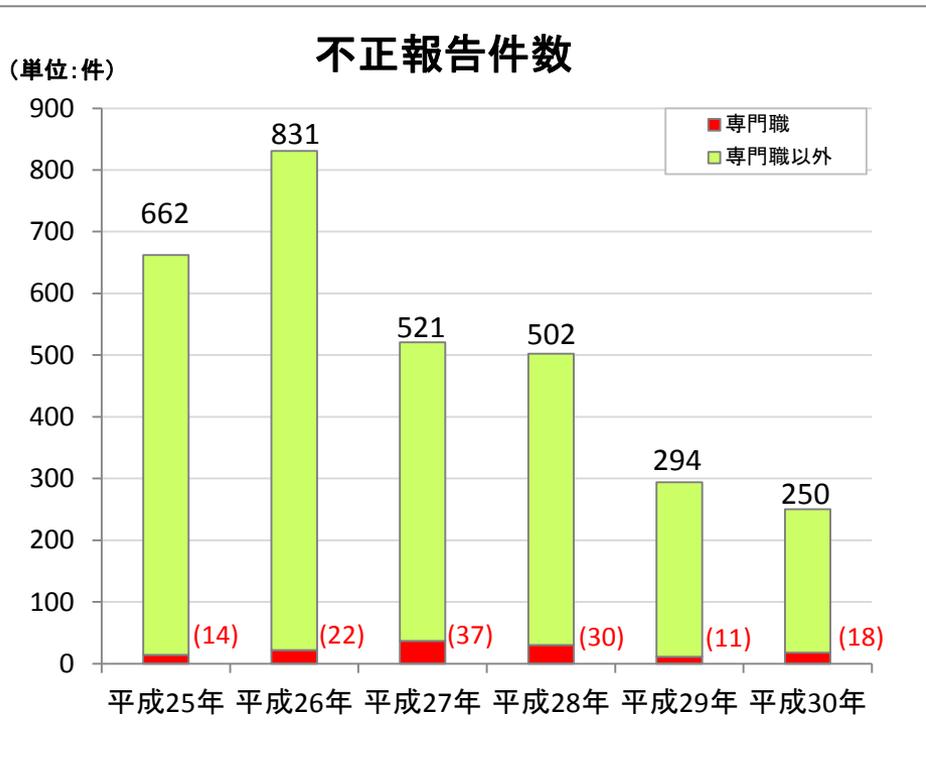
# (参考) 後見制度支援信託について

- 後見制度支援信託は、本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みであり、本人の財産を適切に保護するための方法の一つ。
  - 後見制度支援信託を利用すると、信託財産を払い戻したり、信託契約を解約したりするにはあらかじめ家庭裁判所が発行する指示書が必要。
- ※ 原則として、弁護士や司法書士等の専門職後見人が財産を信託する信託銀行等や信託財産の額などを検討した上で、家庭裁判所の指示を受けて、信託銀行等との間で信託契約を締結する。
- ※ 成年後見と未成年後見において利用することができ、保佐、補助及び任意後見では利用できない。
- ※ 信託することのできる財産は、金銭に限られる。



## (参考)成年後見人等による不正報告件数・被害額(平成25年～平成30年)

- 成年後見人等による不正報告件数は、平成26年まで増加傾向にあったが、平成27年以降、不正報告件数及び被害額はいずれも減少している。  
 (注)各年の1月から12月までの間に、家庭裁判所が不正事例に対する一連の対応を終えたとして報告された数値であり、不正行為そのものが当該年に行われたものではない。



※ 括弧内の数値は、専門職の内数である。

(注)「成年後見人等」とは、成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人、未成年後見人及び各監督人をいう。

# 後見事務について

## 後見人の報酬

家庭裁判所は、**後見人及び被後見人の資力その他の事情**によって、**被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができる**(民法862条)

→ 後見人が**報酬付与の申立て**を行い、裁判官において事案ごとにふさわしい報酬額を決定(※年1回の定期報告に併せて申し立てる場合が多い)。東京家裁等からは、以下のとおり、これまでの実務の算定実例を踏まえた標準的な報酬額のめやすが示されている。

「成年後見人等の報酬額のめやす」(平成25年1月1日付け東京家庭裁判所、東京家庭裁判所立川支部)より抜粋

### ➤ 基本報酬

月額2万円。ただし、成年後見人が管理する財産額が1,000万円を超え5,000万円以下の場合には月額3万円~4万円、管理する財産額が5,000万円を超える場合には月額5万円~6万円。

### ➤ 付加報酬

身上監護等に特別困難な事情があった場合には、基本報酬額の50%の範囲内で相当額の報酬を付加する。また、成年後見人が特別な事務を行った場合には、相当額の報酬を付加することがある。

※現在、家庭裁判所において、後見事務の内容や難易度等を総合的に考慮することなど、報酬付与の在り方について検討がされているとのことである

# 後見事務について

## 後見等の終了

- 本人の死亡
- 後見開始等の審判の取消し(判断能力が回復した場合など)

※ 後見等開始の申立ての原因となった課題(預貯金の払戻し、施設入退所契約の締結等)が解決されたことは後見等の終了事由ではない

# 【MEMO】

## 4 市町村の責任

# 市町村の責任

## 市町村長申立て

市町村長は、以下のいずれかの者について、**その福祉を図るため特に必要がある**と認めるときは、後見開始の審判等を請求できる

- **65歳以上の者**（老人福祉法）
- **知的障害者**（知的障害者福祉法）
- **精神障害者**（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）

## 市町村の責任

### 市町村長申立てが必要とされる理由

- 成年後見制度の利用を必要とする事情があるが、判断能力の低下等により、自ら申立てできない
- 身寄りがなかったり、親族から虐待を受けている等の事情により、親族申立ても困難

⇒ 市町村長が申立て

## 市町村の責任

### 市町村長申立てが導入された経緯

- 介護サービス等が必要な人にそれを提供することは、もともと行政の責務
- 「措置から契約へ」: 介護サービス等を受けるために契約締結を要するように
- 判断能力が低下しており、自ら契約するのが困難な人を支援する必要

## 市町村の責任

### 市町村長申立てに当たっての親族調査

- 市町村長申立てに当たっては、市町村長は、**2親等以内の親族の有無**を確認(H17厚労省通知)
- 市町村長申立ての要件である「**その福祉を図るため特に必要がある**」かどうかを判断する際の資料とするため
- 2親等内の親族がいることのみをもって一律に市町村申立てが制限されるものではない

## 市町村の責任

### 成年後見制度利用支援事業

- 資力が十分でない人でも成年後見制度を適切に利用できるよう、**申立費用や後見人報酬を助成**
- 高齢者については地域支援事業(任意事業)、障害者については地域生活支援事業(必須事業)で実施
- 本来的には、市町村長申立てに限らず、本人・親族申立て等の場合も対象となり得る(※各市町村の実施要綱において制限する場合も)

# 市町村の責任

## 市民後見人の育成・活用

### ★老人福祉法

(後見等に係る体制の整備等)

第32条の2 市町村は、前条の規定による審判の請求(※市町村長申立て)の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助(以下「後見等」という。)の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

※知的障害者福祉法(28条の2)、精神保健福祉法(51条の11の3)にも同様の規定

# 【MEMO】

# 5 成年後見制度に関する 実務上の問題

## 実務上の問題

①医療同意(医的侵襲に関する決定・同意)

②死後事務(本人死亡後の清算事務以外の事務)

③身元保証(身元引受)

# 実務上の問題

## ①医療同意(医的侵襲に関する決定・同意)

### ➤ 以下のような行為は、後見人の権限

- ◆ 医療契約、入院契約の締結
- ◆ 医療費の支払
- ◆ 病状や医療行為について説明を受けること
- ◆ 医療のために必要な情報を提供すること
- ◆ 適切な医療行為が行われているかどうかをチェックすること

➤ しかし、医療を受けること自体については、本人の同意が必要。後見人にはその同意を代理・代行する権限はないと解されている

## 実務上の問題

### ①医療同意（医的侵襲に関する決定・同意）

#### （立法担当者の見解）

「今回の民法改正に際して成年後見の場面についてのみ医的侵襲に関する決定権・同意権に関する規定を導入することは、時期尚早といわざるを得ないものと考えられる。（中略）当面は、社会通念のほか、緊急性がある場合には緊急避難・緊急事務管理等の一般法理にゆだねることとせざるを得ないものというべきであろう。」（成年後見制度の改正に関する要綱試案補足説明）

# 実務上の問題

## ①医療同意（医的侵襲に関する決定・同意）

○ では、判断能力の低下等により、本人が同意できない場合は？

⇒ 必要な治療行為が受けられなくなるおそれ

⇒ 実務では親族の同意を得るなど。後見人が同意を求められて対応に苦慮する例も

### ※親族の同意

医療を受けることの同意は一身専属的であり、親族でも本人に代わって同意することはできないと解される。医療機関としては、親族とのトラブル回避のためにその同意を求めているものと推測されるが、親族の同意に法的な意味はないと解される

# 実務上の問題

## ①医療同意（医的侵襲に関する決定・同意）

### ○ 後見人の事務の参考となり得る資料

・「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」（厚生労働省 平成30年3月改訂）

・「身寄りのない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」（厚生労働省 令和元年5月）

### ○ 実務における典型例

★ 胃ろうの造設

★ 大腿骨骨折等の重度の骨折

★ その他外科手術

など

# 実務上の問題

## ②死後事務(本人死亡後の清算事務以外の事務)

○ 本人が死亡した場合、原則として**事務は終了(代理権等の権限を喪失)**

※ 例外として、後見事務に関する財産上の収入・支出を明確にし、現在の財産額を計算(2か月以内)、管理財産を相続人に引き継ぎ等

○ もっとも、後見人には本人死亡後にも一定の事務を行うことが社会生活上期待されることから、平成28年の民法等の改正により、**死後事務に関する規定(民法873条の2)**が置かれた(※後見類型のみ)

# 実務上の問題

## ② 死後事務（本人死亡後の清算事務以外の事務）

### ○ 後見人が死後事務を行うための要件

#### ① 「必要があるとき」

ex 入院費の支払を請求されているが相続人の連絡先が不明

#### ② 「相続人の意思に反することが明らかなきとき」ではないこと

ex 相続人が明確に反対の意思を表示している場合

#### ③ 「相続人が相続財産を管理することができるに至るまで」

ex 基本的には、相続人に相続財産を実際に引き渡す時点まで

# 実務上の問題

## ②死後事務(本人死亡後の清算事務以外の事務)

### ○ 死後事務として行うことができる行為

#### ① 特定の財産の保存に必要な行為

ex 時効完成間近な債権に関する時効の中断、建物の雨漏りの修繕

#### ② 債務の弁済(弁済期が到来しているものに限る)

ex 本人が入院していた際の医療費、本人が居住していた部屋の家賃の支払

#### ③ その死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他財産の保存に必要な行為(家裁の許可を要する)

ex 本人の居室の電気・水道・ガス等の供給契約の解約など。なお、納骨は含まれるが、葬儀は含まれない

# 実務上の問題

## ②死後事務(本人死亡後の清算事務以外の事務)

- 死後事務については、H28改正以前から、**応急処分**(民法第874条で準用する第654条)や**事務管理**(第697条)の規定に基づいて行われることがあり、この点は、改正後も変わっていない
  - ⇒ 各規定の要件をみたす場合には、各規定を根拠として死後事務を行うことができる
- なお、判断能力が低下する前に、(任意後見契約と併せて)**死後事務に関する委任契約**を締結し、死亡後の諸々の事務処理を委ねておくことも

# 実務上の問題

## ③身元保証

- 本人が病院に入院したり、施設に入所する際、あるいは、民間住宅を賃借する際などに、「身元保証」を求められることが少なくない
- 「身元保証」という概念は**多義的**
  - ⇒ 実質的にはどのような内容であるのか、よく確認・吟味することが重要
  - ⇒ その意味するところによっては、後見人の権限・職務の範囲内に含まれ得る

# 実務上の問題

## ③身元保証

(例えば)

入院費用、医療費、施設使用料、賃料等の支払の確保

⇒ 後見人が本人の財産の中から支払を行うことは、後見事務の一環として当然許されることであり、利用開始に当たってその旨を約することも当然許される

⇒ 他方、本人の負うそれらの債務について、後見人が(連帯)保証人となったり、自らの負担において支払を行うことは、その権限・職務の範囲外と考えられる

# 実務上の問題

## ③身元保証

- 実際には、「身元保証」の意義について、「緊急連絡先」、「本人が死亡した場合に遺体を引き取ってもらう人」という程度に認識している病院・施設等も多い
- 後見人としては、身元保証を要求された場合、求められている役割を確認した上で、後見人の職務権限を説明し、「職務権限の範囲内ではあるが、できないことはしない(できない)」ということを理解してもらうべき

# 実務上の問題

## ③身元保証

- 「身元保証」として求められる役割の多くは、後見人がその職務権限を適切に行使することによって果たすことが可能  
最近では、多くの病院・施設等が、後見人の職務権限を理解した上で、「後見人が選任されている場合には、必ずしも身元保証を必要としない」との取扱い
- また、厚労省は、介護保険施設や医療機関に対し、事務連絡を発出して、そもそも身元保証人を条件としないよう指導（厚労省通知（2018.4.27）、同（2018.8.30））

# 【MEMO】